

第 56 号議案

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
項	機関	事務	特定個人情報	項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者の療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者の療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			(8) 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの				[略]
18	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	18	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			(7) 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの				[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

自立支援医療及び療養介護に係る独自利用事務において、個人番号により照会可能な特定個人情報に年金の給付情報を追加するに当たり、条例を改正する必要があるため。